



KPMG トルコ ジャパンデスク ニュースレター

はじめに

KPMG トルコでは、このたび日本デスクのニュースレターを作成いたしました。

日系企業のトルコ市場への関心が高まっているなか、KPMG トルコでは日本デスクを 2011 年 7 月に設立しております。トルコに進出されている、または関心のある日系企業のサポートを、吉原和行が担当しております。

KPMG トルコの日本デスクとして、以下のサービスを提供しています：

- ・日本企業が関心ある分野に信頼できる情報を提供する
- ・日本企業が必要とする会計、税務、法律の提供、市場参入サポート
- ・日本企業の投資に関連しミーティングを開催
- ・KPMG のグローバル出版物の提供
- ・トルコの経済発展についてのレポートや記事を日本語で提供（投資ガイド、ニュースレターなど）

最初のニュースレターでは、税務、監査の情報を中心に情報を提供しています。

皆さまの参考になれば幸いです。

敬具

KPMG トルコ
ジャパンデスク リーダー
ハッカシ オーハン

グローバルジャパニーズプラクティス
マネジャー
吉原 和行

過去 5 年間の重要な日本企業の投資

- Sinop 原子力発電所は、2013 年 5 月 3 日に BOT (Build-Operate Transfer) プロジェクトとして調印されました。総プロジェクト費用は約 220 億米ドルと見込まれています。
- 住友ゴム工業と Ako 社はタイヤ生産に 5 億 1600 万ドルの投資を行いました。チャンクル工場で、2015 年に生産が開始されました。
- 関西ペイントは、ポリサンボヤ社の株式 50% を 1 億 1350 万ドルで取得しました。
- 三菱電機は 2018 年トルコでエアコンの生産を計画しています。
- IHI はトルコの産業機械メーカー Dalgakiran 社と合併で、2018 年 4 月にコンプレッサーの生産を開始します。投資額は 1440 万ドルを予定しています。

税法第 6728 号の改正

税法第 6728 号「投資環境改善法の一部を改正する法律」は、2016 年 8 月 9 日付官報に公布されました。

これらの改正の主な目的は、投資環境を改善し、企業の貿易活動を拡大することです。減免の機会を提供し、税負担の一部を軽減いたします。また従来明瞭でなかった点を明確化することによって優遇策を利用しやすくいたします。

これらの改訂の要約は以下の通りです。

印紙税法

追加された印紙税免除の対象文書は以下の通りです。

- 株式移転に関する文書
- 投資インセンティブ証書を有する投資家が行った関連投資にかかる下記の書類
 - ・ 生産予定製品の供給
 - ・ 無形資産のライセンス導入または購入
 - ・ 固定資産の生産または建設
 - ・ コンサルティングとテクニカルサポート
- ハイテク製品の製造に関する製造業者と供給業者間で発行された書類
- 建物の断熱と省エネに関連して発行された書類

印紙税法には、さらに以下の 2 つの大きな変更点があります。

従前は実質的に各原本に印紙税が課せられていましたが、この慣例は変更され、発行数にかかわらず、1 部のみが印紙税の対象となります。

さらに、契約書に含まれる金銭の没収、賃金控除、罰金については、単独で契約の対象とならない限り、印紙税の対象となりません。

移転価格税制

関連当事者との取引を行っている会社に大きな影響を与える移転価格税制の変更があります。

- 従前の規定では、関連当事者の定義が明確ではありませんでした。直接的または間接的な株主に対する偽装利益配分とみなされるのは、少なくとも 10%の株主所有、議決権または配当をうける権利がある場合であると第 6728 号では規定されています。それに加え、株式所有関係がない場合でも、少なくとも 10%の直接的または間接的に議決権または配当をうける権利がある場合は、関連会社とみなされます。関連当事者の決定には、上記の比率がまとめて考慮されます。
- 移転価格で偽装利益配分に起因する差異に関連して、輸入時またはリバースチャージとして支払われた VAT は、通常取引で発生した VAT から控除することが可能になりました。- 移転価格の文書化義務を全面的に遂行した納税者は、偽装利益配分による遅延または虚偽申告にかかる罰金について、50%の免除が可能となります。

資産税法

投資インセンティブ証書の枠内で建設された建物については、建設終了後 5 年間、不動産税が免除されます。

投資インセンティブ証明書の枠内で取得または配分された土地については、投資インセンティブの期間を通じて不動産税が免除されます。

法人所得税法

地域統括センターは、すべての経費が非居住者によって負担され、関連する費用がトルコの納税者または限定納税者の口座に振り替えることも、利益から分離されることもない場合、法人所得税の減免を受けます。

投資奨励制度の変更

「スーパーインセンティブ」制度

2016年8月、「法律第6745号、プロジェクト投資の支援のための法律、法令の変更」が制定されました。この法律により、トルコは「スーパーインセンティブ制度」と呼ばれる新しいモデルの導入を開始しました。

この制度は、トルコの投資奨励制度で非常に重要なマイルストーンとなります。各投資プロジェクトに特別な投資奨励制度が導入されたためです。経済省が支援する各投資プロジェクトに対して柔軟で特別なインセンティブの仕組みを設計することによって、内閣は重要な役割を担うことになります。したがって、内閣は法律により包括的な権限を与えられています。

2016年11月26日付の官報に掲載された法令第2016/9495号「投資プロジェクトへの支援拡大」では、この投資奨励制度の恩恵を受けることができる投資の種類と適用の手順が明確になっています。

法令の範囲内で、以下に述べる支援策が各投資プロジェクトに提供可能となります。

- 関税免除
- VAT免除
- VAT還付
- 法人税率の減免または免除
- 保険料の雇用者負担分の補助
- 源泉徴収所得税の補助
- 有資格者の給与補助
- 利息支援
- 資本支援
- パワーサポート
- 公共購入保証
- 投資場所の割り当て
- インフラサポート
- 許可、配分、認可、免許、登録に関する法律による規制の免除または規制緩和

経済省は、投資奨励制度の対象として複数の企業を指定したり、アナウンスをすることがあります。投資奨励制度の対象となる投資プロジェクトになるためには、少なくとも投資額として1億ドルが必要です。

投資インセンティブ証書は、プロジェクトベースの支援に適していると考えられる投資プロジェクトについて、法令により経済省から提供されます。

投資家は、投資および営業期間の投資の進捗状況に関する情報、使用されたインセンティブの金額をインセンティブ証書で指定された期間を通して、1月および7月に、認定税務アドバイザーの報告書とともに経済省に提出する義務を負います。

投資家がインセンティブ証書に記載された義務を履行しなかった場合、減免又は免除された法人税、減免された源泉徴収所得税及び不履行にかかる費用（税務上の課徴金を除く）が課せられます。

投資奨励令の改正

法令 No.2016 / 9139 では、2016 年 10 月 5 日現在の投資インセンティブに関する改正が行われました。主要な改正点は以下のとおりです。

- 投資額が 10 百万トルコリラを超えない地域投資を地方自治体に適用することができます。
- 戦略的投資の利息補助の恩恵を受ける期限は、2016 年 12 月 31 日まででありましたが、この期限は撤廃されました。
- 保険料の雇用者負担分、減免枠、および法人税の減免率及び減免期間については、インセンティブの申請時期によって異なっていましたが、この規定が撤廃されました。
- 投資期間において、他の事業から生じた収益に法人税の減免を適用することによって恩恵を受けうる減免額の限度は、実際の投資金額を上回らないことを条件に、すべての地域で投資総額の 80%と決定されました。

法定監査対象会社の基準改定

法定監査の対象となる企業は、トルコ商法 397 条に基づき、閣僚会議によって決定されます。2012年 7 月 1 日のトルコ商法発効後、同年度末に閣僚会議で法定監査の対象となる企業の基準を決定しています。

基準は、毎年閣僚会議で改定され、2016 年度の基準については 2016 年 3 月 19 日に官報に掲載されました。2017 年 1 月 1 日以降について以下の新基準に改正されると見込まれています。(正式のアナウンスメントは 2017 年 3 月までに行われる予定です。)

基準	2016 年 1 月 1 日以降	2017 年 1 月 1 日以降
総資産	40,000,000 TRY以上	35,000,000 TRY以上
売上高	80,000,000 TRY以上	70,000,000 TRY以上
従業員数	200 人以上	150 人以上

IFRS(国際会計基準)の導入に関するトルコと日本の比較

IFRS は世界中で広く使用されており、およそ 122 カ国が IFRS に完全準拠し、IFRS を任意適用している国もあります。同じ手順と原則にもかかわらず、国によって、社会経済的要因が異なることから、各国で導入過程に違いが生じています。

日本については、東京証券取引所によれば、2016 年までに東京証券取引所時価総額の 30% 近くを占める 141 社が、IFRS を導入済または導入予定です。141 社には、既に IFRS 基準を導入しているか、または導入中である 115 社と、IFRS 基準を導入する予定であると公表している 26 社が含まれています。ほかに 233 社（東京証券取引所時価総額の 19%）の企業が IFRS 基準への移行を検討しています。2012 年 12 月では、日本の企業はわずか 10 社しか IFRS 基準を適用していませんでした。

トルコでは多くの機関が IFRS 導入プロセスに関与しています。トルコの資本市場委員会、銀行規制監督庁、トルコ会計基準審議会、トルコ会計監査基準局がこのプロセスに関与しています。

トルコ会計監査基準局は、公的利害関係団体、つまり上場企業、金融機関、保険会社は IFRS 基準を適用する必要があるという決定を公告しました。また、公的利害関係団体の範囲に含まれていない他の企業についても、IFRS 基準を適用することが認められています。

新しいリース基準 - IFRS 第 16 号 - 2019 年からほとんどのリース資産を貸借対照表に計上
新基準では、2019 年 1 月 1 日以降に開始する期間における早期適用がされると、企業は新しい資産および負債を認識することになり、企業の貸借対照表の透明性が増します。現在、多くのアナリストは、企業がオフバランスしているリース取引を反映するために財務諸表を調整しています。アナリストは、IFRS に規定された方法により計算されたリース負債の企業自身の評価を初めて見るすることができます。

リースに関する確認事項

新リース基準への対応には時間と手間がかかります。リースに関する 10 の簡単な質問を確認することにより、導入にかかる時間と手間を把握することができます。

- 1-リース契約をどれくらい行っていますか？
- 2-誰がリースにかかる情報を保持していますか？
- 3-2019 年までに新しいリース契約をしますか？
- 4-IFRS 第 16 号は御社の KPI にどのように影響しますか？
- 5-契約遵守の影響を受けますか？
- 6-どの移行方法を適用しますか？
- 7-オプションの免除を適用しますか？
- 8-オペレーティング・リースの開示は完全で正確ですか？
- 9-2016 年次報告書で IFRS 第 16 号について何を記載していますか？
- 10-IFRS 第 16 号実施プロジェクトを誰が管轄していますか？

IFRS 15 号 顧客との契約による収益 トルコで導入

新しい基準は既存のガイダンスを置き換え、顧客との契約に新しいコントロールベースの収益認識モデルを導入します。新基準では、公正価値ではなく、企業に与えられる金額が計上され、契約上の商品およびサービスの分離および時間の経過とともに収益を認識するための新しいガイダンスが導入されます。この基準は、2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、早期適用が IFRS (トルコの財務報告基準) で認められています。ほぼすべての企業が IFRS 15 の影響を受けますが、電気通信、ソフトウェア、エンジニアリング、建設、不動産セクターは、より大きな影響を受ける可能性があります。

For detailed information:

Hakan Orhan
KPMG Turkey Japan Desk Leader
horhan@kpmg.com
+905323004747

Kazuyuki Yoshihara
KPMG Turkey Japan Desk Manager
kazuyukiyoshihara@kpmg.com
+905305271370

Istanbul
Rüzgarlıbahçe Mh. Kavak Sk. No:29
Kavacık 34805 Beykoz / Istanbul / Turkey
T: +90 216 681 9000

Ankara
The Paragon İş Merkezi Kızılırmak Mah. Ufuk
Üniversitesi Cad. 1445 Sok. No:2 Kat:13
Çukurambar 06550 Ankara / Turkey
T: +90 312 491 7231

Izmir
Heris Tower, Akdeniz Mah. Şehit Fethi Bey Cad.
No:55 Kat:21 Alsancak 35210 Izmir / Turkey
T: +90 232 464 2045

kpmg.com.tr
kpmgvergi.com



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 Akis Bağımsız Denetim ve SMMM AS., a Turkish corporation and a member firm of the KPMG International Cooperative. All rights reserved. Printed in Turkey.

The KPMG brand and KPMG logo are registered trademarks of the KPMG International Cooperative.